

離婚の種類、方法として、①協議離婚、②調停離婚、③審判離婚、④裁判離婚の4種類の方法があります。いずれの方法も、最終的には離婚届の提出・受理によって離婚が成立します。

1. 協議離婚

協議離婚とは、夫婦がお互いの話し合いで離婚に同意し、市区町村役場に離婚届を提出し、受理されたものをいいます。最も一般的な離婚方法で、わが国の離婚の90%が協議離婚といわれています。

下記3つの離婚とは違い、裁判所は関与しませんので、離婚の事由等は問いません。

離婚届には夫婦それぞれの署名捺印と、証人2名の署名捺印が必要となり、証人は成人であれば資格や制限等なく、誰でもなることができます。

離婚までの期間が短く、簡単というメリットの半面、養育費・財産分与・慰謝料の金額等、十分に取り決めをしないままに離婚をしてしまうケースが多々ございます。

2. 調停離婚

家庭裁判所の調停によって離婚する方法です。夫婦の話し合いでは合意に至らず、協議離婚ができない場合には、家庭裁判所に離婚調停を申し立てます。

離婚の問題については、いきなり訴訟をすることはできず、訴訟の前に必ず調停の申立が必要です。家庭裁判所では3人の調停委員が、夫婦双方から事情を聞きながら、夫婦がお互いに合意し解決できるように仲裁してくれます。解決方法は離婚だけではなく、夫婦関係の円満調整のための調停も行われています。財産分与・慰謝料などの金銭問題や、親権・養育費などの養育問題などの離婚条件で、双方とも合意ができれば、調停調書が作成され、離婚が成立します。

3. 審判離婚

家庭裁判所で調停が行われたが、夫婦の考え方の相違で合意に達しない場合や、出頭義務に応じない等で調停が不成立になると、家庭裁判所の職権で、調停に代わる審判の手続きへ移行されることがあります。

しかし調停が不成立になると裁判離婚へ提起するか、一旦離婚を断念するケースが多いため、審判離婚になるケースはきわめて稀で、年間で100件程度といわれています。

4. 裁判離婚（判決離婚）

上記1～3のいずれの方法でも離婚できなかった場合に、夫婦の一方が家庭裁判所に離婚の訴訟を起し、離婚を認める判決を得れば成立します。また、裁判中であっても、双方が合意できれば和解による離婚も成立します。

当事務所では、一時的な感情で離婚を決断して後悔しないよう、これまでの結婚生活をもう一度見直して、より良い決断をして頂くためのカウンセリングも行っております。お気軽にご相談ください。

以上